

仙台市病院規程第四号

仙台市市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

仙台市病院事業管理者 奥田光崇

仙台市市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程

仙台市市立病院事務決裁規程（平成元年仙台市病院規程第二号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(管理者決裁事項)</p> <p>第四条 次に掲げる事項は、管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>[一～十二 略]</p> <p>十三 <u>院長又は次長の職にある者の旅行命令及び部長の職（これと同等の職を含む。）以下の職にある者の外国旅行命令に関すること</u></p> <p>[十四～二十八 略]</p> <p>(院長専決事項)</p> <p>第五条 院長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[一～六 略]</p> <p><u>七 部長の職にある者の内国旅行命令に関すること</u></p> <p>(部長等の専決事項)</p> <p>第七条 部長及びセンター長（以下「部長等」という。）の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 共通専決事項（担当部長にあつては、その主管する事案に係るものに限る。）</p> <p>イ [略]</p> <p><u>ロ 課長の職にある者の内国旅行命令に関すること</u></p> <p>二 [略]</p> <p>三 診療部長専決事項</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 診療部の係長の職以下の職にある者のうち、診療科等に属さない職員の<u>内国旅行命令</u>に関すること</p> <p>[四・五 略]</p> <p>(課長等の専決事項)</p> <p>第八条 課長、科部長、科長、副部長及び副センター長（以下「課長等」という。）の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 共通専決事項（担当課長にあつては、その主管する事案に係るものに限る。）</p> <p>[イ～ハ 略]</p> <p>ニ 主任医長の職にある者及び医長の職にある者並びに係長の職以下の職にある者の勤務時間の割振り、週休日の指定及び振替え、年次休暇、<u>超過勤務命令、休日勤務命令並びに内国旅行命令</u>に関すること</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>[ホ～チ 略]</p> <p>[二～五 略]</p>	<p>(管理者決裁事項)</p> <p>第四条 次に掲げる事項は、管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>[一～十二 略]</p> <p>十三 <u>外国旅行に関すること</u></p> <p>[十四～二十八 略]</p> <p>(院長専決事項)</p> <p>第五条 院長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[一～六 略]</p> <p><u>[削る]</u></p> <p>(部長等の専決事項)</p> <p>第七条 部長及びセンター長（以下「部長等」という。）の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 共通専決事項（担当部長にあつては、その主管する事案に係るものに限る。）</p> <p>イ [略]</p> <p><u>[削る]</u></p> <p>二 [略]</p> <p>三 診療部長専決事項</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 診療部の係長の職以下の職にある者のうち、診療科等に属さない職員の<u>内国旅行</u>に関すること</p> <p>[四・五 略]</p> <p>(課長等の専決事項)</p> <p>第八条 課長、科部長、科長、副部長及び副センター長（以下「課長等」という。）の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 共通専決事項（担当課長にあつては、その主管する事案に係るものに限る。）</p> <p>[イ～ハ 略]</p> <p>ニ 主任医長の職にある者及び医長の職にある者並びに係長の職以下の職にある者の勤務時間の割振り、週休日の指定及び振替え、年次休暇、<u>超過勤務命令並びに休日勤務命令</u>に関すること</p> <p><u>ホ 内国旅行に関すること（診療部長の専決に係るものを除く。）</u></p> <p>[ハ～リ 略]</p> <p>[二～五 略]</p>

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(市立病院経営管理部総務課)